

第14回日本看護管理学会年次大会
教育講演Ⅲ

医療者の公正な働き方と
労働基準法の改定

労働科学研究所
酒井一博

医療事故の多発 医療崩壊の現実

国民の目が医療を注目しています

→→「厳しい目」「批判の目」

→→「支援の目」「期待の目」「変化を求める目」

社会的責任目線からの改革には追い風
安全確保、公正な働き方のための戦略

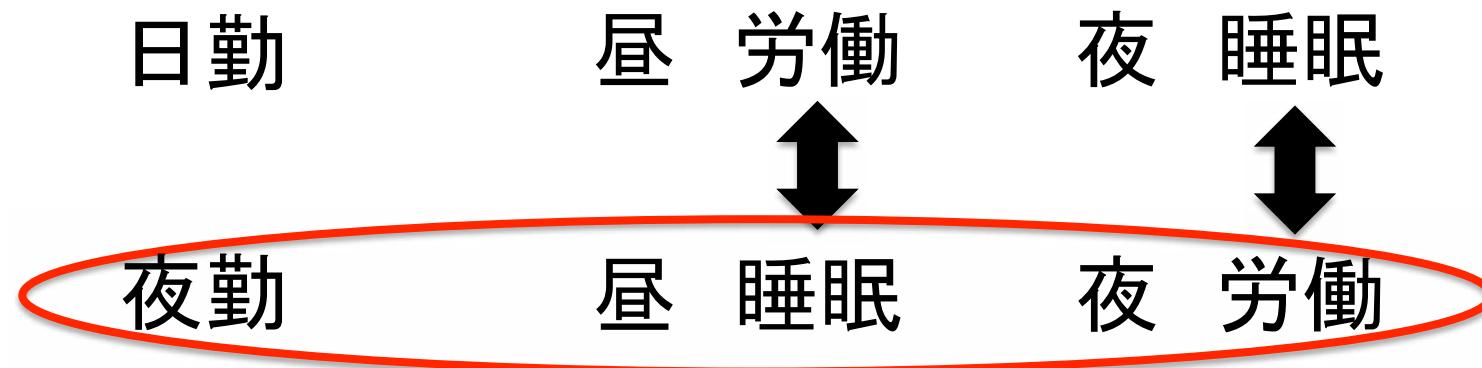
現場は変化を嫌います

学会の役割：現場から少し距離を置いて、
先を読みながら、戦略的な提案

夜勤のリスクと対策の視点

夜勤とひとの労働-睡眠サイクル のミスマッチ

ひとは昼行性の動物



多様なリスクをうむ

過労・健康
安全面
生活面

fatigue
performance
isolation

ポイント

看護職の夜勤交代勤務

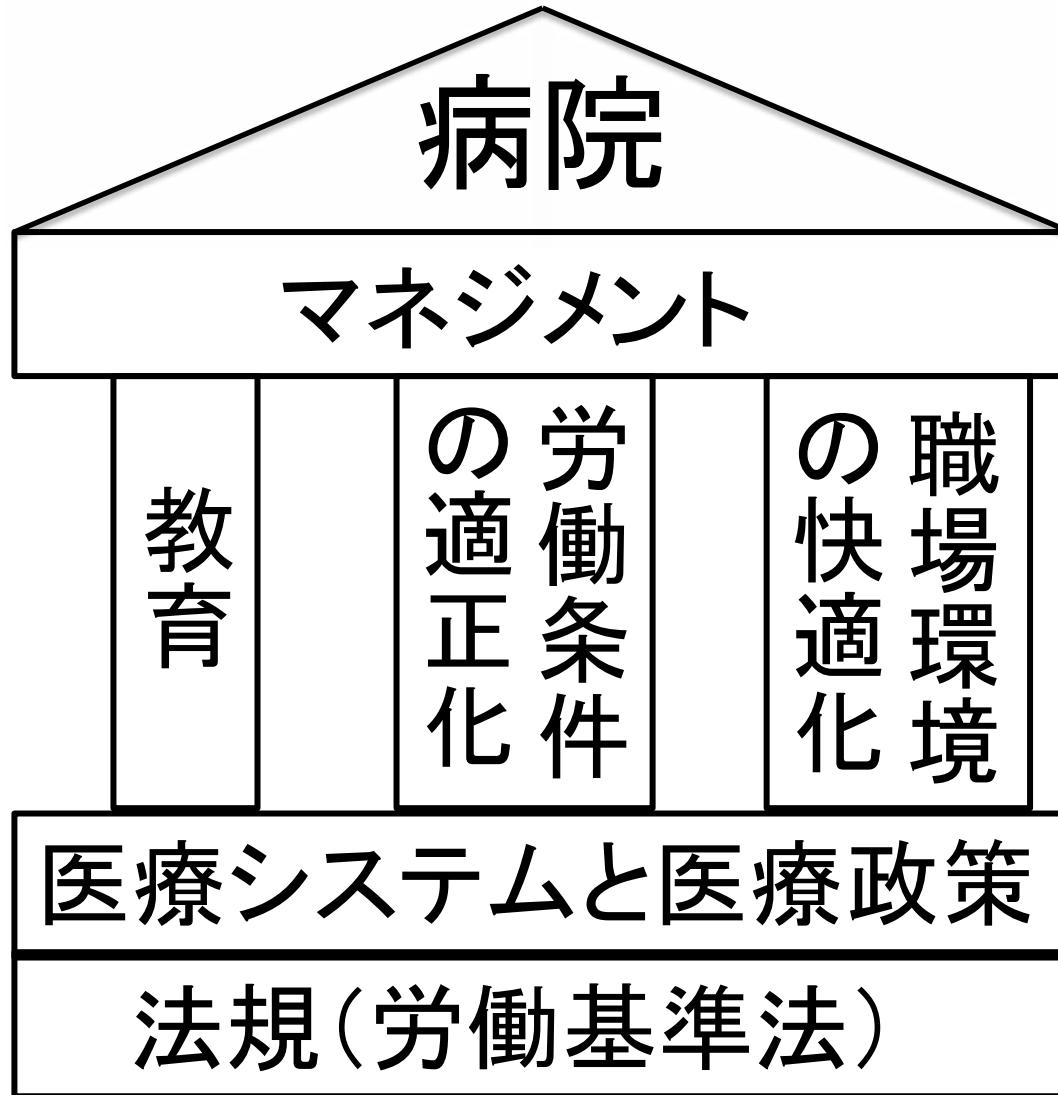
社会的には必要不可欠
生理心理的には厳しい

看護職と交代制勤務

多様なリスク
多様な取り組み
多様な対策



グッド・プラクティスの収集を行いながら
ベンチマークを設定します



視点と手法

組織的対応
個人的対応

生活・健康技術の
小技の伝承

現場参加型手法
GIAPの取り組み

過重労働対策の枠組み

法定労働時間と交代制

8時間/日×5日/週=40時間/週

週40時間を交代制に適用すると

製造業4組3交代の場合(各勤務帯への配置人員が同数)

日勤、夕勤(準夜)、夜勤(深夜)、休日

……つまり4日で、3日勤務、1日休日……規則的な編成が可能

……週単位でみると(7倍して)28日(4週)で、21日勤務、7日休日

……21日×8時間/4週=42時間/週→週2時間分の時短をすればよい

5組3交代の場合

日勤、夕勤、夜勤、休日、休日

……つまり5日で、3日勤務、2日休日

……週単位でみると(7倍して)35日(5週)で、21日勤務、14日休日

……21日×8時間/5週=33.6時間→付加勤務を行う

-
- 看護師の場合(日勤と準夜、深夜では配置人員が異なる)
 - 病棟単位、病棟特性などによる、必要看護師数が異なる
 - 日勤、準夜、深夜が要求する人員数は異なるために
 - 不規則な交代制にならざるを得ない
-



製造業

シフトが予め決まっていて(通常1年単位)、個人の都合は基本的に年休対応

看護職

先に、個人の要望を聞き、その都度(通常1ヶ月単位)、勤務編成を行う

ポイント

ベストな交代制はありません

常にベターでしかない
メリットとデメリットのトレードオフ

一律適用は難しい
柔軟な対応法の開発

2交代か3交代か (発想が貧弱です)

一長一短(ベストな交代制はない)

1. 3交代がベターなわけではありません
 - ・3交代は確かに不規則
 - ・残業の恒常化によって実質12時間夜勤に近い状態にあります
 2. 2交代プラス仮眠で、残業が少なければ、…
 - ・16時間勤務は確かに長い
 3. 2交代か3交代かという発想の枠からの脱出を期待します(発想の転換)
-

日看協緊急実態調査

2名の若い看護師の過労死公務災害認定
を受けて

2008年年末

看護職員の時間外労働に関する
緊急実態調査を実施しました

日看協緊急実態調査 から見えるもの

交代制勤務 23人に1人が
過労死の危険あり

ぽいんと

夜勤と長時間勤務の
複合影響

夜勤と過労死認定基準

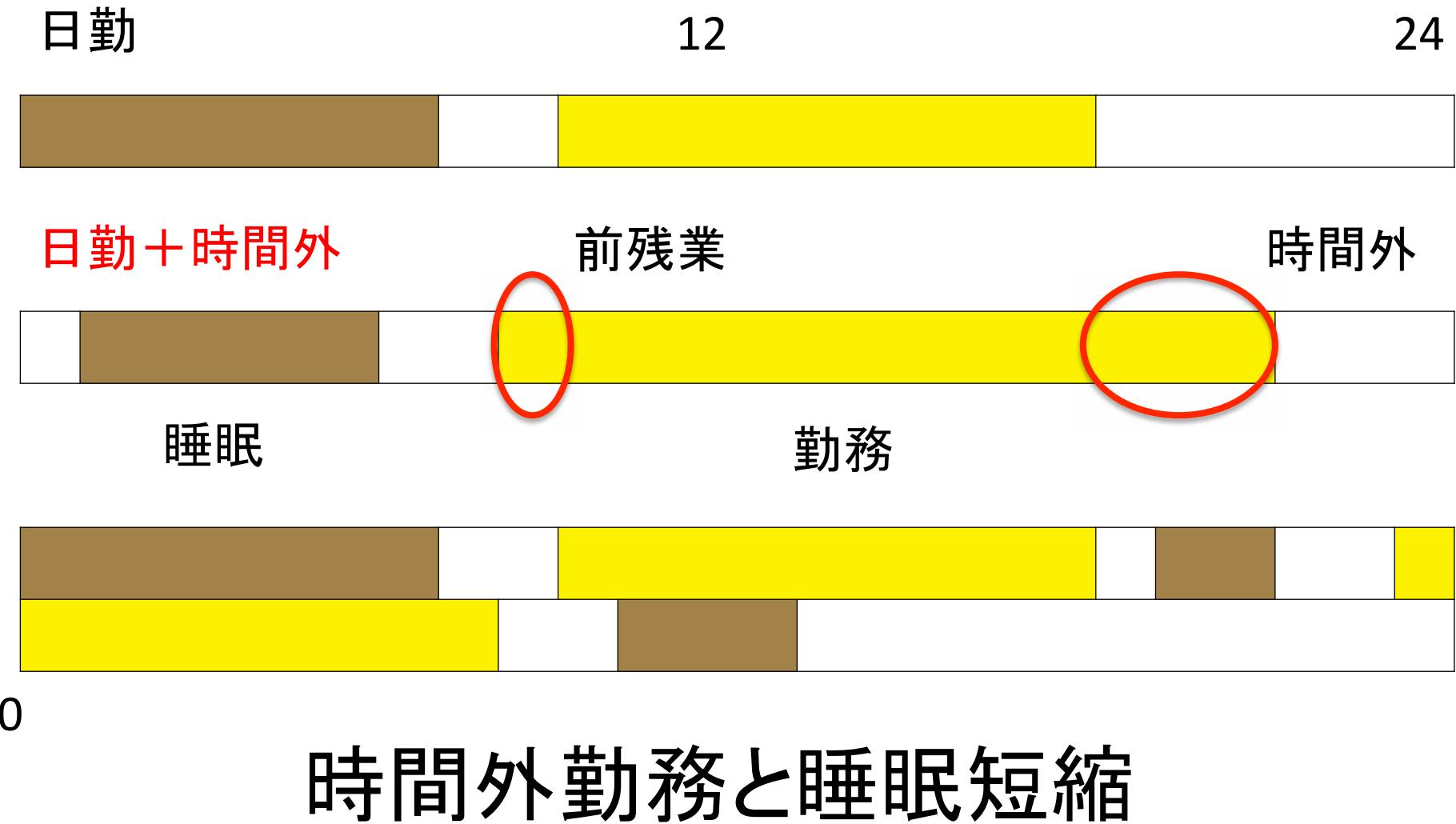
夜勤と時間外の複合影響

通常 時間外勤務 100時間以上

夜勤者の時間外勤務 60時間以上

夜勤者の時間外勤務規制の一つが
今回の労働基準法改正

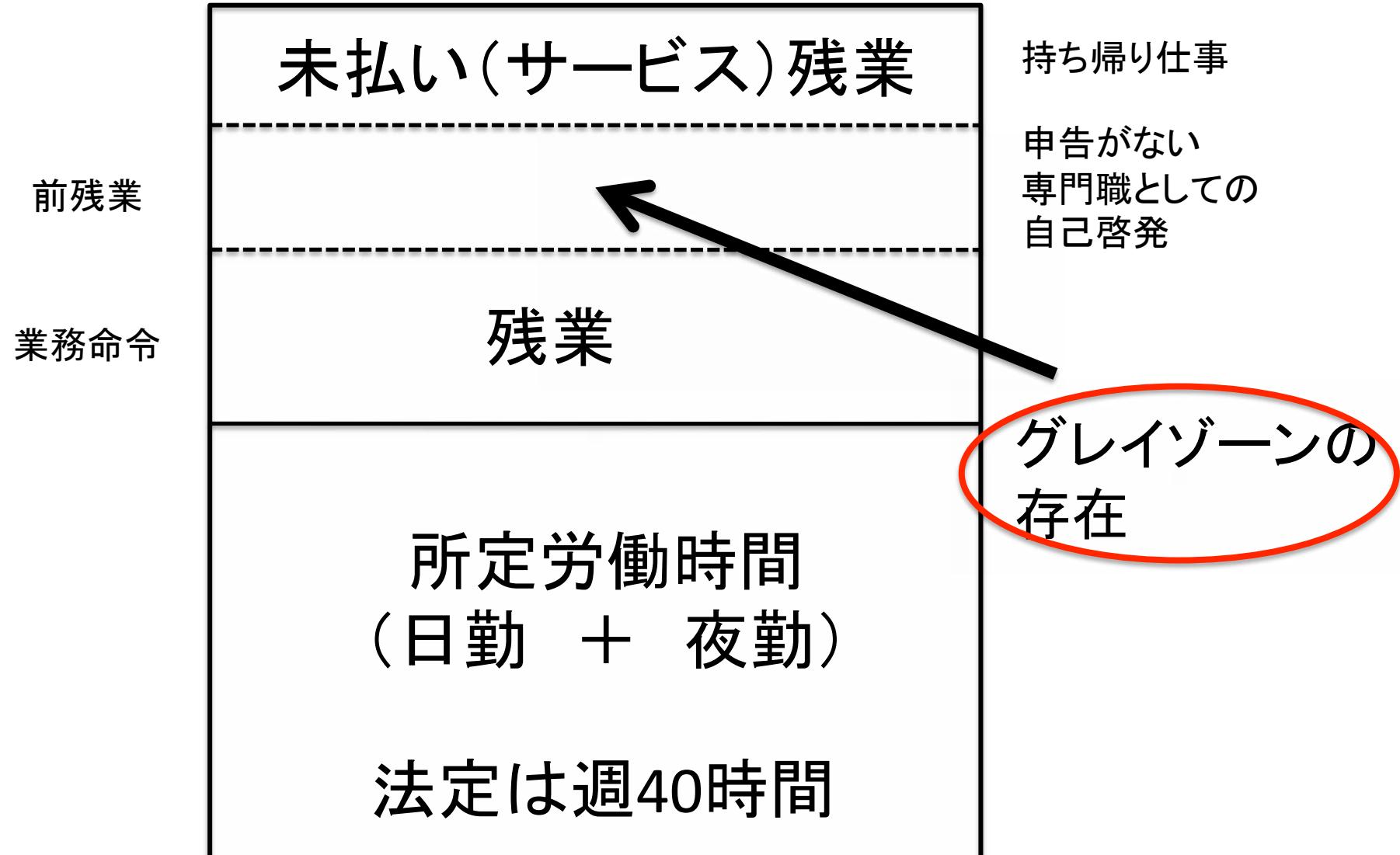
時間外勤務と睡眠の関係



グレーな残業

- 前残業：勤務開始前に病棟の様子を観察
 - 頻繁な研修、病棟会議
 - 休憩時間への業務食い込み
-

看護職の労働時間の構造



ポイント
残業は青天井か

労働時間(法32条)

使用者は労働者に、休憩時間を除き1週間に
について40時間を超えて、労働をさせてはな
らない。(1項)

使用者は、1週間の各日について、労働者
に、休憩時間を除き1日について8時間を超
えて、労働させてはならない。(2項)

法定労働時間は1日8時間 1週40時間です

時間外及び休日の労働 (法36条)

…書面による協定をし、これを行政官庁に届け出た場合においては、…その協定で定めるところによって労働時間を延長し、又は休日に労働させることができる。

36協定の締結

36協定の限度時間 (厚生労働省告示)

月45時間
年360時間

時間外勤務の規制が課題

2交代の長時間勤務に対しては、現場を中心には厳しい議論があるようです。

確かに16時間夜勤は長過ぎます。

その一方、時間外勤務はあって当たり前という職場風土があります。

2交代論議は、所定の週40時間内のこと
時間外勤務は、週40時間を超えて、生活圏に影響します。

労働基準法の改正 (2010年4月1日施行)

- 時間外労働の削減方策
 - 年次有給休暇の有効活用
-

- 第1 時間外労働の限度時間を超えた分の割増賃金率を高くする
- 第2 1ヶ月に60時間を超える時間労働について、割増賃金率を50%以上に引上げ(現行25%)
- 第3 代替休暇制度の創設
(法定割増賃金率の引上げ分の割増賃金の支払いにかえて、有給の休暇を付与することができる)

ポイント

看護職の夜勤改善の視点

ルーテンプランツの9原則

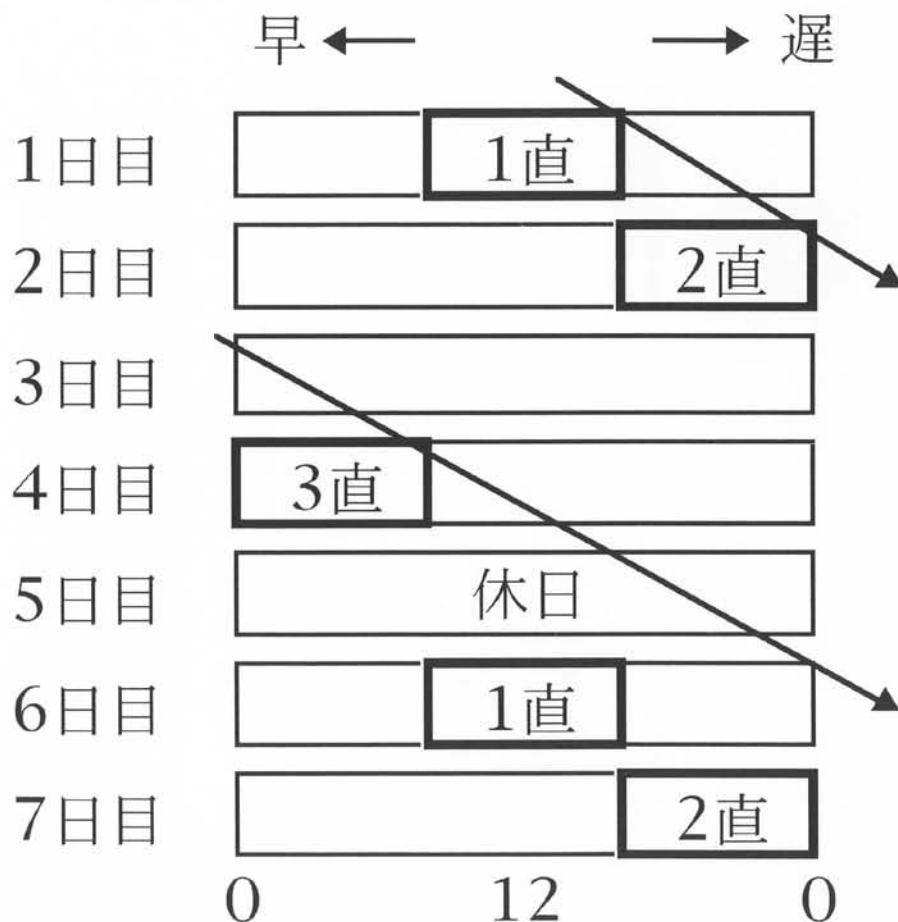
- 原則1 連続夜勤は2～3日にとどめる
 - 原則2 日勤の始業時刻を早くしない
 - 原則3 交代時刻は個人毎の弾力化を認め
 - 原則4 勤務の長さは労働負担で決める(夜勤は短くする)
 - 原則5 短い勤務間隔時間は避ける
 - 原則6 2日連続の休日が週末にくるようにする
 - 原則7 正循環の交代方向
 - 原則8 交代周期は短くする
 - 原則9 交代順序は規則的に
-

原則7

正循環の交代方向

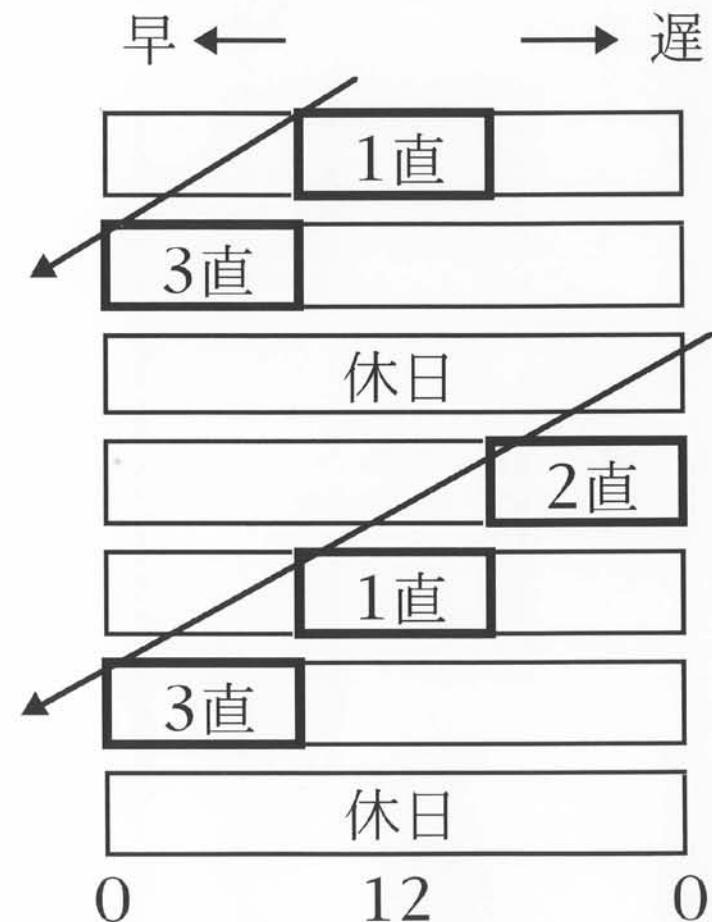
正循環

(Clockwise Rotation)



逆循環

(Counterclockwise Rotation)



交代方式のモデル

正循環と逆循環

	正循環	逆循環
勤務間隔時間	24時間	8時間
休日数(相対的)	少ない	多い

原則5 短い勤務間隔時間は避ける

夜勤と睡眠の関係

日勤

12

24



日勤・残業



日勤→深夜

昼眠

勤務間隔時間

:後仮眠

前仮眠



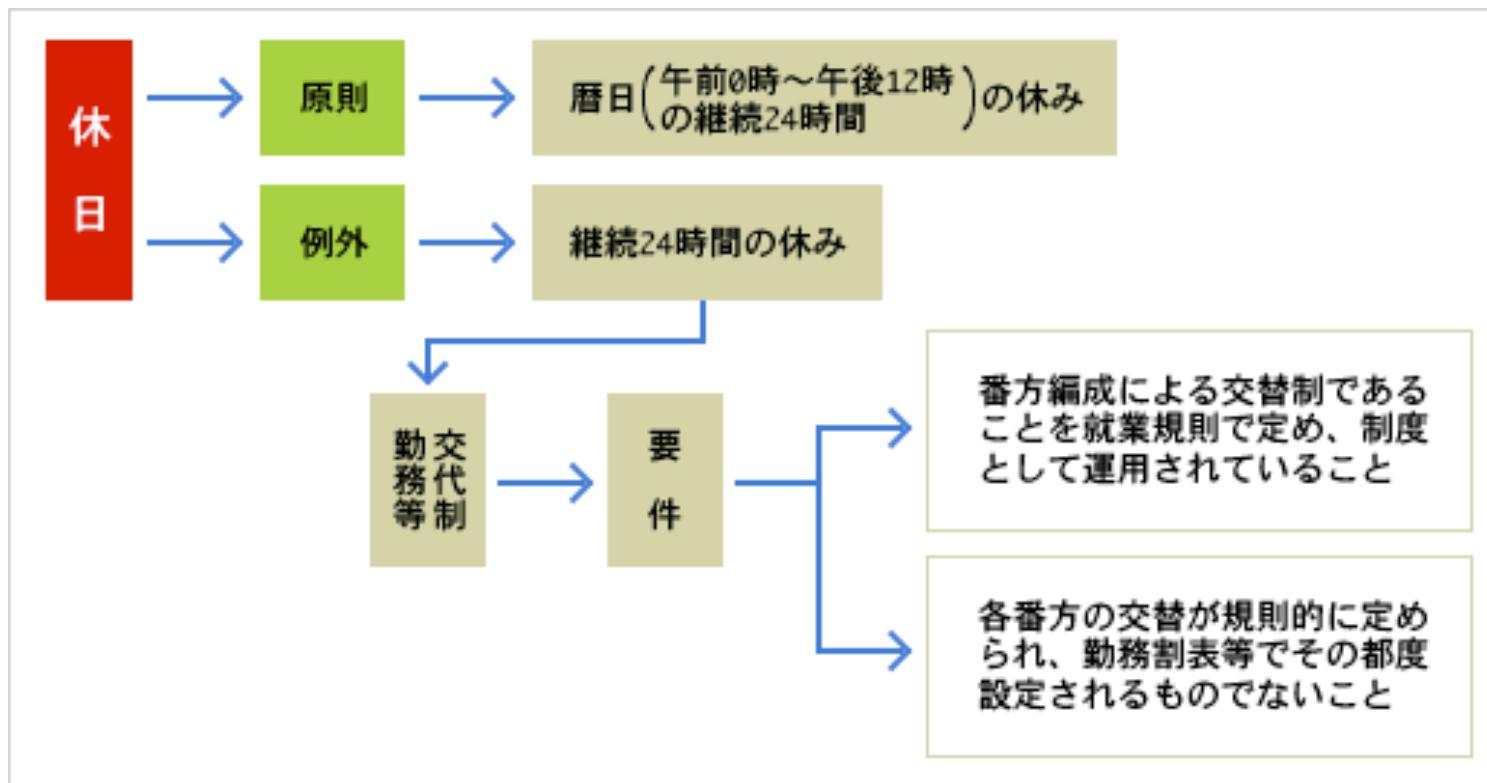
0

夜勤時 睡眠調整の方法変化

夜勤者の睡眠調整

- 昼眠の頻度、時間が多くなる
 - 睡眠が分割される(短時間睡眠)
 - 深夜勤務へ備える短時間睡眠
前仮眠: 寝だめはできないが、横になる
-

夜勤者にとっての休日



原則6 2日連続の休日が週末にくるように

原則1

連続夜勤は2~3日にとどめる



夜勤専従は避ける



ひとは夜勤適応しない

Jet lag 適応する

Shift lag 適応しない

追加ポイント

現場は変化に対して保守的

学会の存在価値

医療提供者が勤務制を選べる
革新的な交代制の研究

ライフステージ別な対応を可能にする
夜勤交代制勤務と日勤を組み合わせる
(原子力発電所の6組3交代制の例)

ワークライフバランスと看護業務 ライフステージ別の夜勤体制

20代 新人看護師の初期適応を支える

看護業務への適応、チームへの適応、夜勤への適応

30代 ワークライフコンフリクトの克服支援

中間管理者への成長プロセスに、結婚、子育て期が重なる

40代、50代 管理能力の発揮と苦悩

ひと口に労働時間 といっても

労働日	法定8時間	所定内と所定外
労働週	法定40時間	所定内と所定外
労働月	決めはない	36協定の限度
労働年	決めはない	36協定の限度
生涯労働	決めはない	

視点を柔軟に、かつ視野を広く

ポイント

ワーク・ライフ・バランス視点の
インパクト

パートタイム(短時間)労働は労働時間が短い分、仕事以外の領域に割くことができる時間が増えるので、短時間労働者の増加は、全体的なワークライフバランスに貢献している。

(ヨーロッパにおけるワークライフバランス)より

日本看護協会「短時間正職員制度」の成果に关心

わたしと全体戦略

わたしの働きやすさと
看護師全体の働きやすさの調和

わたしの働きやすさを追求しながら
看護師全体つまり労働条件の底上げを図る

労働条件とワークライフバランス

時間外労働・交代制勤務 5つの改善視点

ステップ1

- 多様な働き方を取り込みます
　　労働日から生涯労働の視点
 - 働き甲斐を追求します
 - ベストな交代制はありません
 - ライフステージ別の対策を検討します
 - 生活技術の小技を伝えます
-

ステップ2

時間外労働の大幅削減
短時間間隔のシフト改善

ステップ3

夜勤者の労働時間短縮
革新的交代制勤務の研究
